

米軍基地関係特別委員会記録
<第1号>

平成29年第5回沖縄県議会（9月定例会）閉会中

平成29年11月27日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成29年11月27日 月曜日
開 会 午前10時1分
散 会 午後4時23分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立
(在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故について)
- 2 在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故についてに係る意見書及び抗議決議の提出について(追加議題)

出 席 委 員

委 員 長	仲宗根	悟 君
副 委 員 長	親 川	敬 君
委 員	山 川 典 二	君
委 員	花 城 大 輔	君
委 員	末 松 文 信	君
委 員	照 屋 守 之	君
委 員	宮 城 一 郎	君
委 員	照 屋 大 河	君
委 員	新 垣 清 涼	君

委員 渡久地 修 君
委員 嘉陽 宗儀 君
委員 金城 勉 君
委員 當間 盛夫 君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長 謝花喜一郎 君
参事兼基地対策課長 金城典和 君
警察本部交通部長 梶原芳也 君

○仲宗根悟委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。
本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故についてを議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長及び警察本部交通部長の出席を求めております。

在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故について審査を行います。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 ただいま議題となっております在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故について、御説明いたします。

平成29年11月19日午前5時25分ごろ、那覇市において米海兵隊員による交通死亡事故が発生いたしました。

今回の事故は、被疑者が警察に逮捕された際、基準値の約3倍のアルコールが検出されているほか、公務外であったにもかかわらず公用車を運転し、事故を起こしているなど、極めて悪質な事案であります。

県はこれまで、酒気帯び運転を初めとした米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに、再発防止、綱紀粛正及び教育の徹底等を米軍等に何度も繰り返し強く申し入れてきました。

それにもかかわらず、またこのような事故が発生し、とうとい人命が失われたことに、激しい怒りを禁じ得ません。

県は11月19日の事故発生を受け、翌11月20日に翁長知事から、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事に対し、引き続き捜査機関に対し全面的に協力するとともに、今後このような事故が二度と起こらないよう、再発防止、綱紀粛正及び隊員教育に万全を期すことを強く求めるとともに、同日、富川副知事から、外務省特命全権大使沖縄担当、沖縄防衛局長に対しても、同様の抗議、要請を行ったところであります。

以上で説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲宗根悟委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。

梶原芳也交通部長。

○梶原芳也交通部長 在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故について、御説明いたします。

本件は、平成29年11月19日、日曜日、午前5時25分ごろ、那覇市泊2丁目の国道58号泊交差点において、在沖米海兵隊所属の米軍人男性（21歳）が、酒気を帯びた状態で普通貨物自動車を運転して、那覇市天久方面から那覇市松山方面へ進行中、対面して那覇市松山方面から同市安里方面に右折進行中の軽四貨物自動車に衝突し、同車を運転していた日本人男性（61歳）を死亡させた事案であります。

県警察では、事案を覚知後、所要の捜査を行い、平成29年11月19日に海兵隊員の男性を過失運転致死及び道路交通法違反（酒気帯び運転）の被疑者として通常逮捕し、11月21日に那覇地方検察庁に送致しております。

以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲宗根悟委員長 警察本部交通部長の説明は終わりました。

これより、在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 米軍の公用車という表現なのですが、公用車は実際にどういった目的で使われるのでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 米軍が管理し、本来、米軍の公務に使用する車両だと認識しております。

○宮城一郎委員 一般のセダンの乗用車タイプのものもあれば、時々公道を走っている迷彩柄の車両なども全て含めて公用車なのでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 個人が所有している車両以外に、米軍が公務に使用するために管理している車両を全般的に公用車と呼称していると理解しております。

○宮城一郎委員 2トントラックということですが、私の中での区別として、一般の乗用車タイプなのか、戦時に使うタイプなのかということがあるのですが、どのタイプのものですか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほども申し上げましたが、米軍が公務で使用するために管理し、所有している車両ということです。搬送等で使用するために米軍が管理していた車両だと認識しております。

○宮城一郎委員 県において御存じの範囲で結構なのですが、米軍の公用車の運用ルールで、公用車を公務外に安易に使用できるものなのでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 本来、公用車を使用する際は使用簿にて届け出をし、その許可を得た上で使用するものと認識しておりますが、この件につきまして沖縄防衛局に確認したところ、どういった経緯で、飲酒后、しかも明け方に公用車を持ち出したかということについては、現時点ではまだ確認できていない

というお答えがございました。

○宮城一郎委員　そういう意味で、現時点では非常に不思議な状態だと思います。例えば、公用車の鍵などを管理している係の方がいらっしゃると思うのですが、一上等兵が車を使いたいから借りようと言ったら、すぐに鍵が渡されるような管理であったとしたならば、我々には信じがたい運用だと思います。また、ないしょで鍵をつまんで外に出たのであれば、それこそ本当に許しがたいことだと思います。公用車が持ち出された流れについて、警察の取り調べの中で供述等々からわかっていることはあるのでしょうか。

○梶原芳也交通部長　その辺につきましては、まさに捜査中でございますので、答弁は控えさせていただきたいと思います。

○仲宗根悟委員長　ほかに質疑はありませんか。
山川典二委員。

○山川典二委員　復帰後、今回のように米軍兵によって県民が犠牲になった交通死亡事故の件数を教えてください。

○仲宗根悟委員長　休憩いたします。

(休憩中に、梶原交通部長から、復帰後の資料は持ち合わせていないので過去10年間の件数でよいかとの確認があり、山川委員が了承した。)

○仲宗根悟委員長　再開いたします。
梶原芳也交通部長。

○梶原芳也交通部長　過去10年間における米軍に関係する死亡事故ですが、平成19年は県全体で40件の死亡事故がございましたが、そのうち米軍に関係するものが2件。平成20年は県全体で41件、うち米軍関係が2件。平成21年は県全体で46件、うち米軍関係が2件。平成22年は県全体で47件、うち米軍関係はございません。平成23年は県全体で43件、うち米軍関係が3件。平成24年は県全体で40件、うち米軍関係が1件。平成25年は県全体で51件、うち米軍関係が2件。平成26年は県全体で34件、うち米軍関係はございません。平成27年は県全体で40件、うち米軍関係が1件。平成28年は県全体で38件、うち米軍関係はご

ございませんでした。

○**山川典二委員** トータルで何件のうち何件が米軍関係ですか。

○**梶原芳也交通部長** 10年間の合計420件のうち米軍関係が13件、構成率は3.1%になります。

○**山川典二委員** 13件の米軍関係の事故のうち、公務時間内、あるいは公務時間外の数はわかりますか。

○**梶原芳也交通部長** 公務内外という統計はとっておりません。

○**山川典二委員** きのう、逮捕された米海兵隊員の立ち会いの上、実況検証をしたということですが、今の段階でどこで誰と飲んでいたかということがわかれば教えてください。

○**梶原芳也交通部長** 冒頭に今回の事案について概要を申し上げましたが、現時点で判明しておりますのは発生日時と場所、そして、飲酒運転の状況について検知した結果、基準値の約3倍のアルコールが検出されたと。これは日本でいいますと飲酒運転に該当するという部分は判明しております。ただし、それ以外の部分は現在捜査中でございますので、どこまで判明しているかということについては答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○**山川典二委員** アルコール基準値の3倍という数字は、例えば、酩酊寸前とか一般的にはどういう状況ですか。

○**梶原芳也交通部長** 道路交通法では、何人も酒気を帯びて車を運転してはいけないと。体に少しでもアルコールが入ると運転をしてはいけないという大前提がございます。今、申し上げております基準値というのは、呼気1リットルにつき0.15ミリグラムでございます。これを超えますと検挙、罰則の対象になります。今回はその約3倍という数値が出たと。これがどの程度かというのは、個人差や当日の本人の体調にもよりますので、非常に難しいところがございます。

○**山川典二委員** 衝突時の泊交差点の信号は、通常的信号指示が出ている状況

ですか。

○梶原芳也交通部長 通常の信号機の運用になっております。

○山川典二委員 冒頭、公務内外の話をしてしまいましたが、犠牲になった方の補償の問題が議論として出てきますよね。まだ捜査中なので確定ではないのですが、例えば、上等兵が間違いなく加害者と認定されたときに、亡くなった方に対する補償制度はどのようになっているのでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 米軍人等による公務外の事件・事故に対する被害者補償につきましては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定一日米地位協定の第18条第6項に規定がございます。原則として、加害者が損害を賠償することが基本でございます。ただ、今回の加害者は21歳と若く、弁済能力が大変懸念されております。本人に弁済能力がない場合には、地位協定第18条第6項に基づきまして米政府が慰謝料を支払うことになっております。

○山川典二委員 慰謝料の算定基準、あるいは、過去に県内で同様の事例がありましたら、御説明をお願いします。

○謝花喜一郎知事公室長 現在、算定基準等は手元にはございませんが、仕組みを少し御説明させていただきます。加害者に弁済能力がない場合は米側が補償するというところでございますが、まずは日本政府が損害を調査しまして—これは恐らくさまざまな事案等をベースにして、日本政府が報告書を作成し、米側に提出いたします。それを受けて、米側がこの報告書でよいと決定した場合は、その額が米側によって補償されることとなります。

○山川典二委員 国内では任意自動車保険に入っていない場合は、自動車損害賠償責任保険もあるのですが、加害者がそういうものに入っていない場合、被害者の保険でカバーするという現状もあるわけですが、今回、明らかに日米地位協定で政府がしっかりと対応するということですが、補償が全くされないようなことになると大変な問題です。事例などがありましたら、教えてください。

○金城典和参事兼基地対策課長 私たちがつかんでいる数字としましては、平

成24年度から平成28年度までの5年間で、約2200万円を賠償金として支払ったという実績はあります。年度別では、平成24年度が276万2000円、平成25年度が575万4000円、平成26年度が640万8000円、平成27年度が204万円、平成28年度が539万4000円、トータル2235万8000円が公務外における支払い額です。ただ、公務外の事件・事故というのが交通事故かどうかはわからない状況です。

○山川典二委員 今の金額が死亡事故のものなのかどうかも含めて、きちんと調べてください。それから、公務内と公務外とでは補償制度は違うのですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 まず公務上の事故の流れについては、日米地位協定第18条第5項が適用されます。国が被害者からの補償請求を受け、米国政府との協議の上、日本政府が賠償金額を決定し、支払うという流れになります。

○山川典二委員 確認ですが、米軍の中では独自の補償制度がないと理解していいですか。

○謝花喜一郎知事公室長 もう一度、確認はさせていただきたいと思いますが、県は米側に対して任意自動車保険への加入を強く求めています。やはり個人で対応できない場合には任意自動車保険に頼らざるを得ない部分がありますので、加入を促進するよう米側に求めているところです。そういった観点からしますと、米軍人等が公務外に個人で起こした事件・事故で日本側に損害を与えた場合の補償制度はないものと考えております。それから、公務外の被害者への損害賠償金の支払いにつきましては、SACO合意後は米軍人等に対して任意自動車保険への加入が義務づけられております。沖縄防衛局によると、大部分が示談で処理されているということですが、示談金が幾らだったかということとは必ずしも判明していないという説明がございます。

○山川典二委員 義務づけられているということですが、罰則規定はあるのですか。また、在日米軍の加入率を教えてください。

○謝花喜一郎知事公室長 SACO合意事案で、任意自動車保険という項目がございます。その中で、「任意自動車保険に関する教育計画が拡充された。さらに米側は、自己の発意により、1997年1月から、日米地位協定の下にあるすべての人員を任意自動車保険に加入させることを決定した」ということがござ

いますが、これに罰則まで入れているかということは、この文言からは把握できないところがございます。この件につきましては、引き続き確認させていただければと思っております。

○**山川典二委員** 在沖米軍の加入率も含めて、できるだけ早急に確認をして報告してください。

○**謝花喜一郎知事公室長** 承知しました。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○**渡久地修委員** 所要の捜査を行ったということですが、事故が発生して、現場保存、現場検証は県警察の捜査手順に従って適正にできたかどうか、発生から検証が終わるまでを詳しく教えてください。

○**梶原芳也交通部長** まず、県警察で事故の発生を認知し、所轄の那覇署の警察官が現場に行きました。その時点で救急車も来ておりまして、当事者は病院に搬送されております。事故車両が2車線を塞いでいましたので、その後の事故を起こさないよう、あるいは渋滞を起こさないよう規制をしながら、必要な検分を行っております。事故を見た方々がいましたので、お話を聞きながら事故の特定をし、その後、車両については、現場が交通量の多い道路で、今後の安全や円滑な交通を考えると大変問題がありましたので、那覇署に搬送しております。第一段階としてはそこまでしております。

○**渡久地修委員** 所轄の那覇署が出動し、現場保存して検証したと。米軍のMPは何時時点で立ち会いましたのでしょうか。

○**梶原芳也交通部長** 現場で米軍側の捜査機関が来ていることは確認しておりません。

○**渡久地修委員** 当日の検証は、主に日本の警察—那覇署が行ったと。新聞報道にあるような形で事故が起こったということは、日本の警察が現場検証で明らかにしたということではないですか。

○梶原芳也交通部長 発生当時は、そのようになっております。

○渡久地修委員 新聞には、右折しようとしているところに那覇市天久方面から信号無視をして来たとあるのですが、信号無視をしていたのですか。

○梶原芳也交通部長 新聞報道ではそう書かれておりますが、まさにそういうところについても、現在、捜査中でございます。

○渡久地修委員 以前は、近くのビルの上に交通管制センターのカメラがあったと思うのですが、そういったものにはしっかりと撮られているのではないですか。

○梶原芳也交通部長 どこにどういうものがあるかというのは答えかねますが、いずれにしても、今回の事案の解明に必要と思われるものにつきましては捜査を行っているところでございます。

○渡久地修委員 事故車両を那覇署に移動させたということですが、那覇署が事故車両として差し押さえたということによろしいですか。

○梶原芳也交通部長 先ほども申し上げましたが、交通量の多い道路で2車線を塞いでいると。ましてや、いろいろなものが散乱していますので、以後の危険防止や円滑な交通を考えた場合、そのままにしておくのは好ましくないということで那覇署に搬送したものであって、差し押さえたのではございません。

○渡久地修委員 米軍絡みでない場合に同じような事故があったときは、証拠として那覇署が差し押さえたりするのですか。

○梶原芳也交通部長 全て差し押さえるということではなく、必要があれば差し押さえをする対応をしております。

○渡久地修委員 今回、県民が1人亡くなっているわけですし、大変重大な事故ですから、当然、しっかりと差し押さえをして捜査をするべきだと思うのですが、なぜ差し押さえしていないのですか。

○梶原芳也交通部長 今回の車両につきましては、米軍所有の車両であること

が判明しております、私どもが強制捜査をするのにはいろいろな制約がございます、手続をとらないといけません。米軍の財産ということで、差し押さえはしてありません。

○渡久地修委員 今、言った制約というのは、どういう制約ですか。

○梶原芳也交通部長 今回の車両につきましては、米軍の財産になっております。これにつきましては、日米地位協定等々で捜索、差し押さえ、検証を私どものほうではしないことになっております。

○渡久地修委員 新聞報道によると、那覇署に搬送して一定の必要な捜査をしたと書かれていますのですが、事故車両をしっかりと捜査することによって、スピードが幾ら出ていたのかとか、いろいろなことがわかると思うのです。その辺の捜査は済んだのですか。

○梶原芳也交通部長 今回は米軍の財産なので、米軍から要求があれば返さないといけないということで返しております。その前に、私どものほうで強制に至らない部分での捜査は行っております。米軍側からは今後、必要があれば協力するという回答をいただいておりますので、委員がおっしゃる部分について今後捜査すべきことがあれば、それについてはお願いしたいと思っております。

○渡久地修委員 通常であれば、しっかり確保して捜査すべきだと思うのです。米軍の財産だから引き渡すようにというのは、米軍側から言ってきたのですか。それとも、皆さん側が日米地位協定上、さわれないので持っていくように言ったのですか。

○梶原芳也交通部長 米軍から申し入れがあって、お返ししたと。その際、必要があれば捜査に協力するというのを聞いております。

○渡久地修委員 この海兵隊員はキャンプ・キンザー所属だということですが、申し入れしてきたのはキャンプ・キンザーですか。それとも、司令部ですか。そして、それを受けたのは那覇署ですか、県警本部ですか。

○梶原芳也交通部長 海兵隊から那覇署に申し入れがあったそうです。

○渡久地修委員 キャンプ・コートニーにある海兵隊司令部ということですか。

○梶原芳也交通部長 北中城村瑞慶覧にある海兵隊からです。

○渡久地修委員 連絡してきた海兵隊の担当者の階級と、それを受けたのはどこですか。

○梶原芳也交通部長 受けたのは那覇署でございます。相手側の階級までは把握しておりません。

○渡久地修委員 那覇署が受けたということですが、判断したのは那覇署ですか、それとも県警本部に相談があつて県警本部が判断を下したのですか。

○梶原芳也交通部長 基本的には那覇署になります。ただ、今回のものにつきましても米軍が絡んでおりますので、県警本部の交通指導課も那覇署と一緒に対応しておりました。

○渡久地修委員 日米地位協定上の制約があることは重々承知をしながら聞いているのですが、こういったことが続いているので、県警察として、あるいは那覇署として、捜査上、これは困ると抵抗すべきではなかったのではないかと思うのです。交通部長までは報告がなかったのでしょうか。県警察の交通指導課どまりで判断したのですか。

○梶原芳也交通部長 こういう事案が発生し、飲酒が絡んだ死亡事故であるということで、対応については報告を受けております。ただ、車両を返還するという部分については報告は受けておりませんでした。

○渡久地修委員 米軍絡みだということもあるので、県警本部の担当課と那覇署で判断したのか、あるいは警察庁とも相談したのか、その辺はいかがですか。

○梶原芳也交通部長 この種の事案につきましても、基本的には私のほうで判断いたします。今回は発生地が那覇市でございまして、那覇署が中心になり、県警本部の交通事故を担当する交通指導課、そして、米軍あるいは日米地位協定が絡むものにつきましても、県警本部の刑事企画課が取りまとめを行って

ます。今回の事案については、米軍車両の取り扱い等々も含めて、那覇署と協議をして答えを出したものでございます。

○渡久地修委員 基本的には那覇署、そして、県警本部の交通指導課、刑事企画課の3者が協議し、北中城村瑞慶覧にある米海兵隊本部からの申し入れに対して、返すという結論を出したということでしょうか。

○梶原芳也交通部長 そのとおりでございます。

○渡久地修委員 この判断については、もっと抵抗してしっかりと捜査すべきだったと思うのです。もちろん日米地位協定上の壁もあって、その辺は皆さんもじくじたる思いがあるとわかっていながら聞くのですが、この判断は正しかったと言えますか。

○梶原芳也交通部長 今回の車両につきましては、返す前に私どもで行くことは行っておりますので、特段の支障などはなかったものと思っております。

○渡久地修委員 要するに、皆さんでできる捜査は全てそのときには終わっているということですか。

○梶原芳也交通部長 先ほどから申し上げていますように、強制に至らない中でできる部分については行っております。

○渡久地修委員 米軍の公用車などが事故を起こした場合に、米軍の財産だからと言って米軍が持っていくということですが、その辺はドイツ、イタリア、韓国あたりの地位協定ではどうなっていますか。向こうでもこういうものはアメリカに返さないといけないのですか。自国の警察が差し押さえできないのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 この件については、まさしく国際比較ということを確認しているところですが、ドイツ、イタリアなどの事案と日米地位協定の比較を書いた文献が最近出始めております。そういった中で、ドイツ、イタリアの地位協定と日米地位協定との一番大きな差として一特にイタリアでは、排他的管理権の問題については、イタリア側の権限を認める措置がなされているものと承知しております。また、けさの地元紙にもありましたが、ドイツでの航

空機の墜落事故について、ドイツ側も一緒になって事故調査を行ったということがございます。ただ、財産の差し押さえまで認められるかどうかということについては、我々も詳細はこれから研究しますが、ドイツでさえ米軍の機密などにかかわるものについては踏み込めないという記述があったと考えております。今回のものは、日米地位協定の第17条10のBの中で規定はありますが、合意議事録によりますと、権利を行使しないという合意が既になされてしまっているということで、基本的に県警察においては可能な限りの調査を行った上で、合意議事録に基づいて引き渡さざるを得なかったものと考えているところでございます。

○渡久地修委員 日米地位協定の問題は、今回も大きな問題として浮上していると思います。

あと1つ、この車両は荷物を積んでいましたか。それから、どこに向かっていたのでしょうか。

○梶原芳也交通部長 積み荷はございません。ただ、どこに向かっていたかについては捜査中でございます。

○渡久地修委員 日米地位協定の問題、なぜ公用車が使われたのかという問題、それから、米軍の公用車を県警察が差し押さえできないという問題など、いろいろな問題があるわけです。その辺をしっかりと検証しないといけません。県民はうんざりするぐらい何度も再発防止、綱紀粛正と聞かされてきているので、海兵隊は撤退させるしかないのではないかと思います。そして、ぜひ日米地位協定の問題はしっかりと調査してください。

○謝花喜一郎知事公室長 今回、日米地位協定の見直しを求める中では、米軍の財産が施設及び区域の外にある場合には、日本当局が搜索、差し押さえ、または検証を行う権利を行使する旨を明記することについて明示しております。それから、公用車の管理についても、アルコールチェックを逃れるために公用車を使用して外に出たということであれば大変悪質であるということを沖縄防衛局との意見交換の場でしっかりと伝えまして、米側の管理のあり方について再度検証するよう求めているところでございます。

○渡久地修委員 オスプレイが落ちたときにも私は現場に行きましたが、内周線、外周線があって、日本の警察の捜査権が及ばない。それから、CH53が東

村高江の民間地域に落ちたときも、その日に行きましたが、そこでも県警察が捜索できない。県も立ち入りできないといった問題があるわけです。これは主権の問題でもありますし、捜査が及ばないという点で一番腹立たしい思いをしているのは皆さん方だと思うのです。ぜひ主権を守る立場から、今後もいろいろな制約がある中でもしっかり臨むべきだと思います。日米地位協定の問題は、県警察としても世界の地位協定を研究して、知事公室とも協力して、変えるべきものは変えていくということを沖縄から発していかないといけないと思うので、それは指摘しておきます。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 改めて御冥福をお祈りするわけですが、先ほど知事公室長から怒りを禁じ得ないという表現があって、私は議会人としてもそうですが、政治にかかわるものとして、このような事件・事故を防ぐことができていないことは、単に怒りということではなく、政治がどのようにかかわって県民の期待に応えるかが突きつけられていると思っています。ですから、県の行政も怒りだけではなく、長年にわたる事件・事故についていろいろな事例があるにもかかわらず、そういうことを防げなかった。そこは一緒に考えていかないと、遺族の方々や県民が怒りを表明するのは当然ですが、我々はそれを防ぐ責任があるわけです。それなしに対応はできないと思っていますし、一緒に考えていきたいと思っています。先ほど、県警察から過去10年間の数字が示されましたが、平成26年から平成28年の3年間で112件のうち米軍関係が1件、平成23年から平成25年の3年間で134件のうち米軍関係が6件、平成20年から平成22年の3年間で134件のうち米軍関係が4件ということで、これは飲酒にかかわる死亡事故という捉え方でいいのですか。

○梶原芳也交通部長 先ほど申し上げました数字は、全ての死亡事故でございますが、飲酒に絡むものではございません。県内で発生した交通死亡事故の中で米軍が絡んでいる死亡事故の数字でございます。

○照屋守之委員 事故についてはさまざまな要因があると思います。今回、我々が問題にしているのは飲酒絡みということもあって、非常に厳しい事案だと考えているわけです。過去10年間で、常識から逸脱した違法行為、凶悪と捉えられても仕方ないような案件は幾つあるのですか。

○梶原芳也交通部長 私どもは交通に関してのものになります。先ほど申し上げた死亡事故に関して申し上げますと、飲酒に絡む事故は悪質だと思っております。県内での飲酒絡みの事故については、去年は109件発生し、うち米軍が絡むものは5件となっております。また、去年の飲酒に絡む死亡事故については、県内で13件発生し、米軍が絡む事故は発生しておりません。飲酒が絡む事故については、こういう数字となっております。

○照屋守之委員 先ほど、平成27年の40件のうち米軍関係が1件と言っていましたか。

○梶原芳也交通部長 平成27年の県内における全死亡事故は40件あり、そのうち飲酒が絡んでいるものは11件です。米軍が関係する死亡事故が1件あったのですが、米軍が関係する事故で飲酒絡みの死亡事故はございません。

○照屋守之委員 私どもが問題にしているのは、飲酒運転など、米軍が起こした事件・事故については、県民に非常に影響を与えるので、大変なことだということで、今、米軍基地関係特別委員会で議論しているわけです。飲酒などの特別なものについてのデータを示してもらわないと、我々は県民に対して説明ができません。実際、平成26年から平成28年はそのような事故はないということでしょう。

○梶原芳也交通部長 飲酒に絡む事故の5年分の数字を申し上げます。県内での飲酒に絡む事故は平成28年度が109件、うち米軍関係が5件、構成率は4.6%になります。そのうち死亡事故が13件あるのですが、米軍関係はございません。平成27年が117件、うち米軍関係が11件、構成率は9.4%。そのうち死亡事故が11件ございまして、米軍関係はございません。平成26年が117件、うち米軍関係が7件、構成率は6.0%。そのうち死亡事故が9件ございまして、米軍関係はございません。平成25年が134件、うち米軍関係が6件、構成率は4.5%。そのうち死亡事故が10件ございまして、米軍関係はございません。平成24年が126件、うち米軍関係が10件、構成率は7.9%。そのうち死亡事故が7件ございまして、米軍関係はございません。過去5年間はこのようなとなっております。

○照屋守之委員 私どもはこういうトラブルがあるごとに綱紀粛正、原因究明を含めて抗議します。例えば平成28年は県全体で発生した38件の死亡事故のうち

ち、米軍関係はゼロという数字があるときに、教育や再発防止策も含めて、なぜゼロが継続してできないのかということをも米軍に確認して、対応をしていることがあれば、もっとしっかりやってほしいと申し入れるというようなことをしてきていないのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 昨年、米側が新任兵士に対して行う研修資料につきまして、県は相当の申し入れを行いまして、沖縄の基地の形成過程等を含めて沖縄県民の思い等も入れた形で、また、過去の事件・事故等についても詳しく入れた沖縄オリエンテーション概要というものをつくっていただきました。これはニコルソン中將にも入っていただきまして、現在、四軍で使用してもらっております。この中身については、必要に応じて見直しを行っていくことまで確認をしたところでございます。また、ゲートチェックのあり方やリバティー制度の研修などについても、細かく意見交換を行ったところです。そういった中で、減少傾向にあった死亡事故が起こったということで、我々としても、ある意味これまでの努力は何だったのかと思わざるを得ない、じくじたる思いがあるのは委員の御指摘のとおりでございます。今回の事件を受けまして、さらにゲートチェックのあり方やリバティー制度のあり方について検討してもらいたいと思っております。それから、米軍人・軍属等による事件・事故の防止のための協力ワーキング・チーム—CWTがございまして、その中におきましても、リバティー制度の検証や米軍内部での処分結果の公表を求めてきたところですが、今後、さらに求めてまいりたいと考えております。

○照屋守之委員 過去5年間の飲酒が絡む米軍関係の死亡事故はゼロということですから、事件・事故の件数もさることながら、全体の傾向からすると数字的には減っています。これは米軍もそのような努力をしているかもしれません。そのあらわれがこういう状況だとしたら、もっと県も一緒になって、このような傾向にあるが、こういうものについては改善されている。ただし、県民を巻き込む死亡事故の危険性はある。飲酒運転もまだまだある。それを具体的にどうするのか。こうしなさい、ああしなさいということは、当然、これまでやっているでしょう。

○謝花喜一郎知事公室長 おっしゃるとおりで、CWTの中には県警察も入っておりますので、県警察の統計データなどもベースにしながら、米側の取り組みと、さらなる改善に向けた対応方策などについて意見交換をしてきたところでございます。そういった中で、結果としてまた起こってしまったことについ

では県も重く受けとめまして、今後、さらなる根絶に向けた対応をしなければならぬものと考えているところでございます。

○照屋守之委員 ですから、冒頭に言いましたように、県も県民に対してこういうことを防ぐ責任があるのです。日米地位協定のもとで米軍の駐留が何十年も続いているのです。知事も認めているという前提で、県民の怒り、苦しみをどうなくしていくかというのは我々県議会、行政の務めです。そういう形で改善されている分については、米軍に対しても改善されていると率直に言って、ただし、こういうことについては厳しいので、これをより具体的に改善しなさいということ、今、一緒にやっているのではないですか。やってきているのに、怒りを禁じ得ないというような批判だけでは問題は解決しません。共同責任であるということも含めて、今後、どういう形で対応するかという話です。私は日ごろからのコミュニケーションが非常に大事だと思います。前から言っているように、事故が起こったときにクレームをつけるだけでは改善しません。日ごろからコミュニケーションをとるということで、日本政府と米国と沖縄県で協議会をつくってほしいという話を前からしていますよね。私は、お互いに批判し合うのではなく、日常的にコミュニケーションをしてくださいと沖縄防衛局長や外務省特命全権大使、在沖米国総領事にも言ってきました。なぜやらないのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 県として米軍、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所等との日ごろの意見交換は相当行ってきているところでございます。また、オリエンテーション概要の作成についても膝詰めで意見交換などを行ってきましたし、CWTの中でも議論を行ってきました。ただ、平場での会議ですから、それに至るまでの準備の過程でいろいろな意見交換もしてきているところでございます。ただ、結果として起こったことについては、当然、米側に対しても強く抗議をすると同時に、県としても改善を求めるべきところを見落としていなかったか等を含めて、しっかりと議論をしなければならないと。そのためにも、日ごろの意見交換が必要だということについてはおっしゃるとおりですし、今後とも対応してまいりたいと考えております。

○照屋守之委員 先ほどの10年間の事故の傾向や、県民の事故あるいは米軍の事故の具体的な数字などを示しながら、お互いに改善や現状を確認することもしているのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 CWTの中では事件・事故の動向等についても県警察側から公表し、各構成団体から意見を述べてもらうということで対応しているところでございます。

○照屋守之委員 私が聞いているのは各構成団体ではありません。県がきちんとうることを示して、米軍とゼロのときにはどういうことをしているのか、数字が上がっているときにはどういうことなのか、なぜゼロの形でできないのかなど、具体的な数字をもとにしながらどのような協議をしているのかということを知っているのです。

○謝花喜一郎知事公室長 繰り返しになりますが、そういったものをベースにしながら、それぞれ話をするということです。米側からは一定程度の努力をしている話もあるわけですが、我々としては、県民感情等を考えると1件たりともあってはならないということで、さらなる努力を求めているということでございます。

○照屋守之委員 県民感情ではなく、行政の責任としてやってください。県民感情を受けて、行政として事件・事故を防ぐために具体的にどうするのかと。この具体的なものがないと変わりません。全く同じようなことになります。ですから、普段の何もないときにこのような議論をしないと一米軍の取り組みも確認して、こうしたほうがいい、ああしたほうがいい、それを実行させるというところまでいかないと改善できません。あわせて、ワシントン事務所の機能はどうなっているのですか。平成27年にワシントン事務所が開設されてから3年になります。それ以降に殺人事件やヘリの事故、オスプレイの事故なども起こっています。この3年間に集中しています。県民は、我々もそうですが、このような事件・事故を防ぐ、改善をすることをワシントン事務所に大きく期待しています。県は、沖縄あるいは国内でそういう努力をしますが、それではだめだということで、アメリカと直接交渉するためにワシントン事務所を設置しています。事件・事故を防ぐための具体的な対応としてどのようなことをして、どういう成果が出ているのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 具体的に県から提案すべきではないかという趣旨の御意見ですが、先ほど来、答弁していますように、研修資料等の内容についても県の意見を取り入れてもらっています。特に飲酒運転については減少傾向にあるとはいえ、まだあるということを県として重く受けとめ、リバティー制度

の徹底が一番ですが、仮に自動車を持って出たときには運転代行で帰るようにと。運転代行についての明記などもしっかり求め、米側でも実施いただいているところです。それから、ゲートチェックの徹底等も求めておりましたが、今回の場合、それが十分になされたかどうか……。チェックから逃れるために公用車を運転したのではないかという疑念もあるので、これについては確認を求めているところであり、飲酒運転撲滅についても現地での対応をしっかりと行うということでございます。ワシントン事務所につきましては、沖縄の過重な基地負担に関して、沖縄の正確な情報を米側に発信することをベースにしているところです。また、今年度から事件・事故の際にはワシントン事務所の職員が国務省や国防総省の職員に会って、沖縄県の実情をしっかりと伝えております。今回の事故についても、英語版のホームページで海兵隊員による交通死亡事故についての抗議文を掲載しているところでございます。また、海兵隊司令官の発言等もありますので、国防総省等に真意を確認をする準備をしているところでございます。

○照屋守之委員 今の県政になってワシントン事務所を設置しました。これは当然、沖縄県の声を伝えるというだけではありません。わざわざ事務所を構えていますので、沖縄における米軍基地の返還の問題、事件・事故の解消ということが目的にならないといけません。沖縄県の思いを伝えるということだけでは事務所を設置した意味はないわけです。県民が何を期待するかといえば、わざわざワシントン事務所を設置しているので、沖縄の事件・事故は減っていく、あるいは、基地の返還や基地問題が解決されるということです。直接、国防総省や国務省に言うわけですし、これを日常的に行うのですから、事件・事故の件数も示して、中央からもアメリカの四軍、あるいは司令官に改善してほしい、こうしてほしいということを伝えて、具体的な成果を出すからワシントン事務所を設置して、年間1億円ぐらいのお金をかけても、県民は納得するわけでしょう。これは単に沖縄県の情報を伝えるだけの話ですか。ホームページで批判するだけですか。改めて、ワシントン事務所の事件・事故への対応や県民の期待について確認をして、しっかり検証する必要があるのではないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 ワシントン事務所は、沖縄の実情を正確に米側にお伝えすることが本来の役割ということで設置しております。さきのCH53の事故にしてもそうですが、今回の事故についても沖縄県のワシントン事務所の英語版のホームページにきちんと記載しているところですし、また、国防総省や米国政府関係者等への申し入れ、さまざまな発言等の真意について確認すると

いう作業にしっかりと取り組んでいるところです。

○照屋守之委員 いずれにしても、沖縄県に米軍が駐留して数十年になります。事件・事故について、非常に厳しい対応を迫られてきました。そして、繰り返されております。県民からすると、県政も県議会も含めて共同の責任だと思っています。我々議員としては、県民の苦しみ、県民の思いに応えるような形で、実行する権限はありませんので、改善について皆様方に強く申し入れて一共同の責任だと思っていますので、県政がやっている部分と県議会からの指摘、あるいは県民の思いも含めて、批判だけではなく、本当に事件・事故が改善される仕組みをつくっていかないとはいけません。事件・事故が起こって、県議会も批判する、県も批判するだけで県民に対する責任が果たせるのかと。私は個人的に非常に憤りを感じております。被害者に対する補償関係もそうですが、これまでの対応で防ぐことができなかつたものを、我々も県政も一緒になって米軍あるいは日本政府も含めて改善をしていくことが、今、求められていると思っています。今後、一緒に考えていきたいと思っております。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 先ほど過去の飲酒運転事故が数字で示されまして、平成28年は全体で109件、死亡事故が13件ということですが、死亡に至らなかったとはいえ、障害を持って一生過ごさないといけなくなるなど、状況はさまざまあると思うのです。死亡事故以外の事故は、どのような状態になっているのか伺いたいと思います。

○梶原芳也交通部長 我々としては、何件発生して、その中で何名の方がという統計のとり方をしておりまして、その後どうだったかという統計はとっておりません。

○照屋大河委員 数字で示されるとこういう形で受けとめるのですが、状態は紙一重で、死亡事故の直前だという状況もあると思うのです。飲酒運転はとても危険であり、県としてもゼロを目指している事案について、大まかで構わないのですが、死亡には至らなかったがとても危険な状態だとか、状況をお聞かせいただけませんか。

○梶原芳也交通部長 委員の御質疑に直接のお答えになるかどうか分かりませんが、飲酒の有無によって死亡事故につながる率—死亡事故率がございます。これは平成28年中の数字でございますが、飲酒のない事故の発生件数が5317件、そのうち死亡事故は23件、死亡事故率は0.4%になります。一方で、飲酒ありの事故が109件発生し、その中で死亡事故に至ったものが13件、死亡事故率は11.9%になります。飲酒がある場合は死亡事故につながる率が非常に高くなるということで、飲酒運転は大変危険であるということになります。

○照屋大河委員 死亡事故の数字のみではなく、実態も含めて飲酒運転は大変危険だということで認識したいと思えます。それから、先ほど平成24年から平成28年の飲酒絡みの事故のうち、米軍関係が平成24年から10件、6件、7件、11件、5件という答弁がありましたが、これらが海兵隊関係であったかどうかという点についてはわかりますか。

○梶原芳也交通部長 今、手元に四軍のどこに所属するかを分類した資料は持っておりません。

○照屋大河委員 県民感情として、沖縄に多く駐留する海兵隊—事件・事故は海兵隊が多いのではないかという大きな不安があるのですが、県としては把握していないのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 構成員ごとにはありませんが、在沖米軍人の軍種別の構成割合は、海兵隊が1万5000名余りで約60%を占めております。私のところには、事件・事故等があった場合に県警察や沖縄防衛局等から連絡が来ますが、割合としては海兵隊が多いような感じがしております。在沖米軍人の約6割が海兵隊員であることから、そういったことにもつながっているのかと個人的には感じております。

○照屋大河委員 性犯罪も割合として多いという新聞記事なども見ますが、数が多いからということではなく、海兵隊のあり方、教育も含めて知事公室長としてはどのように感じられていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほどのオリエンテーションは四軍全体に対して行っていただいております。海兵隊の体質云々という趣旨の御質疑だと思いますが、研修等は海兵隊も含め四軍の全員に徹底して行っていただくということで

確認しておりますし、そのようにされていると思います。海兵隊員の割合が多いという客観的な資料を持ち合わせておりませんので、答弁を控えさせていただければと思います。

○照屋大河委員 事故後、在沖米軍のニコルソン中將が県知事のところに謝罪に来たという報道があるのですが、知事公室長も同席されていたのでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 同席しております。

○照屋大河委員 ニコルソン中將が、我々の駐留の結果、事件が起きたことに謝罪すると語ったと報道されていますが、前後の文脈も含めて、どのように感じられましたか。

○謝花喜一郎知事公室長 ニコルソン中將は、哀悼の意とお悔やみを申し上げ謝罪した上で、我々がここに駐留することでこのような事件が起きてしまったことに関し、深く大変に残念に感じておりますと。そして、知事の怒り、県民の怒りについて言いわけは一切申し上げませんと続けております。ニコルソン中將としては、米軍の駐留自体が米国側の任務といった中で起きてしまった事故に対して、四軍のトップとして大変に遺憾だという思いを率直に申し述べたものではないかと私なりに感じるところでございます。

○照屋大河委員 知事公室長からあったように、言いわけはないと。改善に向けた取り組みをしてきたが、努力が足りなかったとも述べられたということです。改善に向けた取り組みというのは先ほどから知事公室長が示すような中身なのか、あるいは努力が足りなかったと本人が言っているのですが、それらについて具体的にその場で議論をされたのかという点についてはいかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほどオリエンテーション概要やCWTの話などをしましたが、詳細については特に言及はございませんでした。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 被害者家族への謝罪については米軍や沖縄防衛局関係者の皆さん方はどういう対応をされていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 沖縄防衛局は、御家族のところに出向いて謝罪をしたと。米側は、御遺族の方と連絡をとったけれども、葬儀への出席も含めてお断りされたと聞いております。

○金城勉委員 今回の事故原因について、もう一度、簡潔にお願いできますか。

○梶原芳也交通部長 現時点で判明しておりますのは、事故が起きたときに運転をしていた米軍人が酒を帯びた状態であったと。この部分につきましてははっきりしておりますが、それ以外の事故原因につきましては現在捜査中でございます。

○金城勉委員 ということは、事故原因がはっきり特定されている状況には至っていないと。民間同士の事故であれば、証拠物件は非常に重要なものだと思いますが、先ほどの交通部長の答弁では、事故車両については調査もできて、支障なく返したという趣旨の発言がありましたが、そのとおりでいいですか。

○梶原芳也交通部長 そのとおりでございます。

○金城勉委員 余りあっさり答えられると肩透かし気味になるのですが……。

○梶原芳也交通部長 少し補足いたします。先ほども答弁いたしました。私どものほうで行うべきことは行っております。その上で、米軍からこの後も必要があれば協力するというのをきちんと聞いておりますので、今後、必要性が出てきた場合は、その部分については協力が得られるということで、返還したところでございます。

○金城勉委員 先ほど、米軍車両の返還については、日米地位協定上の根拠があって返還せざるを得ないという話がありましたが、具体的にどの部分が根拠になるのですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 日米地位協定第17条10の（b）です。読み上げますと、「前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の

維持のため必要な範囲内に限るものとする。」ということが決められました。それを受けて日米地位協定の合意議事録がございまして、10（b）に関し、2のところで「日本国の当局は、通常、合衆国軍隊が使用し、かつ、その権限に基づいて警備している施設若しくは区域内にあるすべての者若しくは財産について、又は所在地のいかんを問わず合衆国軍隊の財産について、搜索、差押え又は検証を行う権利を行使しない。ただし、合衆国軍隊の権限のある当局が、日本国の当局によるこれらの搜索、差押え又は検証に同意した場合は、この限りでない。」の部分が該当するところです。

○金城勉委員　そういう意味でも、日米地位協定の不平等性があると思います。基地内であればまだしも、民間地域における事故で、米軍の同意がなければ差し押さえできないという状況も非常に大きな課題だろうと。先ほど交通部長は問題ないと言いながら、一方で、事故原因はまだ捜査中であると答弁していました。その辺の整合性もどうかという思いがいたします。それと、公務中と公務外の事故の対応の違いについて説明していただけますか。今回は公務外ですが、もし公務中だった場合の処理の仕方について御説明をお願いします。

○謝花喜一郎知事公室長　公務中であれば、今回の場合、身柄の拘束について米側から求めがあれば起訴前には引き渡しをしないといけないことになった可能性がございまして。それから、財産の差し押さえについては、先方の財産ということで、当然のごとく、彼らが早期に処理をしていた可能性もあると考えております。日米地位協定第18条においては、公務中であれば、基本的に日本国が日本円で支払うという規定になっております。そして、公務中でありましても、合衆国のみが責任を有する場合には、賠償額の25%を日本国が負担し、75%は合衆国が分担することになっております。双方に責任があった場合には、賠償額を均等に分担することになっております。公務外の場合には、当事者本人が負担するわけですが、その額については日本側が公平かつ公正に請求を審査し、請求人に対する補償金を査定し、その報告書を作成すると。その報告書を米国に交付し、米側がそれを妥当と決定した場合には、合衆国当局はみずから支払いをしなければならないことになっております。

○金城勉委員　今回の場合は公務外に当たるわけですが、補償の手続について現在の進捗はどうか。

○謝花喜一郎知事公室長　この件につきましては、これからだと考えておりま

す。ただ、補償につきましては、本人が21歳と若いということで補償能力に大変疑問があるものですから、これについては日本政府においてもしっかりとした補償ができるように対応してもらいたいということを沖縄防衛局にも申し入れをしたところでございます。これに対しまして、沖縄防衛局長からもしっかりと補償ができるように、日本政府としても、沖縄防衛局としても取り組んでまいりたいというお答えをいただいたところでございます。

○金城勉委員 ということは、もし本人に補償能力がないとわかった場合には、日本政府が全額負担することになるのですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 米軍人及び軍属による公務外の事件・事故の場合については、先ほど説明したとおり、原則として加害者が損害を賠償することとなりますが、加害者に弁済能力がない場合は、日米地位協定の第18条第6項に基づき、米国政府が慰謝料を支払うという手続になります。

○金城勉委員 米国政府が慰謝料を支払うということですが、この事故の場合には、今後のスケジュールの見通しとして、どの時点でそれが実行に移されると考えられますか。

○謝花喜一郎知事公室長 事故の概要についても、まだこれからだと思いますが、手続の流れとしましては先ほど答弁したとおり、日本政府が補償額について調査を行って報告書を取りまとめると。その報告書を米側にお渡しして、米側がそれでいいという話であれば、米側から支払いがなされるということです。ただ、報告書をつくるに当たって、遺族の方々だけでは大変な部分があるということが想定されますので、この件に関して沖縄防衛局がしっかりとサポートするという趣旨の話があったということでございます。ですから、時期的なものはまだ緒についたばかりなので、これからだと思っておりまして、具体的なスケジュールはこの段階では示されていないところでございます。

○金城勉委員 先ほど交通部長から、これまでも何件か米兵の飲酒絡みの事故があったという報告がありましたが、これまでの実績として、公務外の死亡事故において、米国への請求、支払いはスムーズに行われておりますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 公務外の事件・事故のうち、示談が成立する事例が多いようです。その内容について、沖縄防衛局に確認したところ、示談

で処理されたケースについては沖縄防衛局も件数や金額は把握していないという報告がございました。

○金城勉委員 具体的に請求金額を出して、それを米国側に示して、米国がそれを補償するというケースは実績としてありますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 年度ごとの公務外における支払い件数、支払い額については把握しているつもりですが、1件ごとにどれだけ時間がかかったという調査はしておりませんので、そういった内容について沖縄防衛局を通して改めて把握したいと考えております。

○金城勉委員 私が聞きたいのは、公務外の事故が起こったときの被害者補償のあり方として、手続どおり、マニュアルどおりきちんと実行されているかどうか確認したいのです。被害者が請求をし、その金額が日本側から米国側に示されて、米国側がそれを審査し、決定した後は支払うという一連の手続がマニュアルどおりきちんと実行されてきたかどうかを聞きたいのです。

○金城典和参事兼基地対策課長 手続の流れについては、日米地位協定で明確に規定されておりますので、そういった手続をとっているという認識ではあるのですが、マスコミ報道等によると、少し時間を要している事案もあるようなので、具体的にその事案についてどういった経緯でどういった処理をしているか検証して、定められた手続がきちんと迅速に行われているか、確認していきたいと考えております。

○金城勉委員 これは非常に重要なことです。今、県として実績を把握していないのは課題だと思います。これまでいろいろなケースがあったわけですから、被害者が泣き寝入りをしたり、納得できないがのまざるを得なかったケースがなかったかどうかとも検証した上で、どうすれば公平で正常な形の対応ができるのかということについて、県は責任ある立場としてしっかり把握をしながら、そういったことが起こったときの対応の仕方を明確にすべきだと思いますが、どうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 県としても、迅速な補償ができるようにしなければならないと思っております。被害を受けた方が迅速かつ十分な補償を受けるためには、日米両政府の責任で被害者の損害を迅速に補填する法制度、仕組みが

必要ではないかと考えているところをごさいます、その点については、さきの日米地位協定の見直しの要望の中に入れていただいているところをごさいます。ただ、委員から御指摘がありますように、現状についてしっかり把握をすることはある意味当然でございしますので、どの程度の時間を要したのかどうか確認する必要があると考えております。

○金城勉委員 今、答弁いただいた部分については非常に重要なことですから、過去の実績を踏まえて、課題があれば課題を整理し、今後、もしそのようなことが起こったときに被害者がきちんと補償されるよう皆さんの責任においてその辺の整理をしっかりすべきだと思います。

○謝花喜一郎知事公室長 通常は示談等で対応されているということですが、示談金の額については沖縄防衛局としても把握していないということをごさいます。補償についてはルール化されておりますので、対応は十分ではないかと考えておりますが、補償がおくれている事案があるという新聞報道は承知しております。手続の流れの中で、弁護士がかかわった云々などがあってそういったことが起こっているということも承知しておりますが、県としても全体的に補償がしっかりなされているかどうかについて、再度、確認したいと思います。それから、よく問題になりますのは、米軍人との間の子供を出産した女性に対する補償等が十分なされていないということがあります。これについてもしっかり対応できるよう給与の差し押さえなどの日米地位協定への明記を求めているところをごさいます。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 知事公室長は防衛省などのお話をされているのですが、今回の死亡事故でも被害者等々がどこに相談すればいいのか、県に窓口があるのでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 米軍人・軍属等による事件・事故に関していろいろ御相談がある場合には、一義的には我々知事公室に御相談いただければと思っております。

○當間盛夫委員 交通事故に関しては数字的にはいろいろとあって、今回、死

亡事故もありましたが、皆さんのところに相談をすれば防衛省などいろいろなことを行う窓口があって、担当もいるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 補償に限った窓口ということではございませんが、事件・事故についての対応は担当者を置いております。そういった中において、補償処理の流れがルール化されているというお話をしましたが、補償の担当者として置いてあるわけではございません。

○當間盛夫委員 謝罪の中で米軍基地があるためにということがあったということもありますし、日米安全保障体制は知事も容認しているところがあるわけですから、県民の生命、財産を守るのは我々政治、行政の役割だと思っております。米軍の被害を受けて泣き寝入りする県民が多いわけですから、皆さんがその窓口になることも大変大事だと思うのです。

もう一つ確認したいのですが、被害者遺族の皆さんは告別式の告知を新聞等々にしませんでした。告知をして米軍関係者が来たら困るということで、新聞告知はせず、親族だけで告別式を行ったということなのですが、県としては被害者のお宅を訪問して、何か対応はされましたか。

○謝花喜一郎知事公室長 現時点では対応しておりません。

○當間盛夫委員 県民にこのような被害があったのはアメリカの責任だということで、県は何も対応しないという認識でいいわけですね。

○謝花喜一郎知事公室長 現在、捜査中であるといった流れにおいて、県として具体的に動いていることはないという趣旨の答弁でございます。

○當間盛夫委員 捜査中だからということではなく、知事が行かれるのか、知事公室長が行かれるのかということを含めて、県民のとうとい命が奪われたわけですから、我々にも責任があるという認識を持つべきです。先ほどの話を聞くと、県は、補償に関しても全くさわらない状況だということも一戦後、我々も小さいころからよく見ました。米軍の事故で全く出てこないし、本当に泣き寝入りの状況だったという怒りが県民にはあるわけですね。何も対応しないという状況が今もあるという、我々の姿勢自体もおかしいというところがあるはずでしょうから、早期にどうするということをしてもらいたいと思います。

もう一つ、任意自動車保険の加入が義務化されたということで、任意自動車

保険に入らないと基地に入れない状況になっていると思うのですが、任意自動車保険の加入率や事故を起こした公用車の任意自動車保険はどのようになっているかは把握されていますか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** 米軍の公用車、個人用の車両も含めて、任意自動車保険の加入率については把握していない状況です。

○**當間盛夫委員** 文言ではそのように書きながら、皆さんは調査も何もしていないということは反省しないといけません。被害者の自宅に知事公室長が訪問し、一緒になってやっていきますということをするべきだと思うのですが、いかがですか。

○**謝花喜一郎知事公室長** この点については、委員の御提案を真摯に受けとめさせていただきたいと思います。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**仲宗根悟委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○**仲宗根悟委員長** 再開いたします。

在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故についてに係る意見書及び抗議決議の提出についてを議題に追加することについて御協議をお願いいたします。

意見の一致を見たときは、本件を議題に追加し、諮ることといたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議題の追加について協議をした結果、追加することで意見の一致を見た。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故についてに係る意見書及び抗議決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故についてに係る意見書及び抗議決議の提出についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び抗議決議の委員長案が示され、一旦会派に持ち帰り検討を行った後に、会派間で文言調整及び意見書等の提出について協議を行ったが意見の一致を見なかった。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故についてに係る意見書及び抗議決議の提出については、休憩中に御協議いただきましたが、意見の一致を見ることはできませんでした。

以上で、議題は全て終了いたしました。

委員の皆さん大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 仲宗根 悟